

## 病第2号議案

### 横浜市病院事業の経営する病院条例の一部改正

横浜市病院事業の経営する病院条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年2月17日提出

横浜市長 中田 宏

#### 横浜市条例（番号）

#### 横浜市病院事業の経営する病院条例の一部を改正する条例

横浜市病院事業の経営する病院条例（平成12年3月横浜市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「以下」を「第15条において」に改める。

第2条第1項中「病院を」を「横浜市立市民病院及び横浜市立脳血管医療センター（介護老人保健施設（以下「老健施設」という。）を除く。以下「横浜市立市民病院等」という。）を」に改め、「第3号及び第7号、横浜市立みなと赤十字病院にあっては第3号及び」を削り、「第5号及び第6号」を「第4号及び第5号」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「入院して」を削り、「使用する」を「利用する」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同項第9号中「病院の」を削り、同号を同項第8号とし、同項第10号を同項第9号とする。

第5条中「場合は、」の次に「横浜市立市民病院等において」を加え、「、入院若しくは老健施設の利用」を「若しくは入院」に改める。

第6条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第

3号とする。

第8条第1項第1号中「介護保険法」の次に「（平成9年法律第123号）」を加え、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第11条を第15条とし、第10条の次に次の4条を加える。

（利用料金）

第11条 横浜市立みなと赤十字病院及び老健施設を利用する者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 第2条第1項各号（第5号を除く。）及び第2項の規定は横浜市立みなと赤十字病院の利用料金の額について、同条第1項第3号、第7号及び第9号並びに第2項の規定は老健施設の利用料金の額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第1項第2号中「企業管理規程（以下「規程」という。）で」とあるのは「指定管理者が病院事業管理者の承認を得て」と、同項第3号、第4号及び第6号から第8号までの規定中「規程で」とあるのは「指定管理者が病院事業管理者の承認を得て」と、同項第9号中「使用料及び手数料」とあるのは「利用料金」と、「病院事業管理者が」とあるのは「指定管理者が病院事業管理者の承認を得て」と、同条第2項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「病院事業管理者において」とあるのは「指定管理者が病院事業管理者の承認を得て」と読み替えるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、老健施設を利用する者は、次に掲げる額の利用料金を納付しなければならない。

（1） 介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション

又は同法第8条の2第8項に規定する介護予防通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション等」という。）を受ける場合は、同法の規定により定められた通所リハビリテーション等に係る費用の額

(2) 介護保険法第8条第10項に規定する短期入所療養介護若しくは同条第25項に規定する介護保健施設サービス又は同法第8条の2第10項に規定する介護予防短期入所療養介護（以下「短期入所療養介護等」という。）を受ける場合は、同法の規定により定められた短期入所療養介護等に係る費用の額並びに同法の規定により厚生労働大臣が定める食費及び居住費又は滞在費の基準費用額の範囲内で指定管理者が病院事業管理者の承認を得て定める額

(利用料金の納付)

第12条 利用料金は、その都度納付しなければならない。ただし、指定管理者が必要と認める場合は、この限りでない。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、特別の事情があると認める場合又は規程で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(診療の拒否等)

第14条 指定管理者は、次のいずれかに該当する場合は、横浜市立みなと赤十字病院において診療、検診若しくは入院を拒否し、若しくは退院を命じ、又は老健施設においてその利用を拒否することができる。

(1) 定員に満ちたとき。

(2) 利用料金を納付しないとき。

(3) その他指定管理者が特に必要と認めたとき。

別表中「(第2条第1項第4号、第5号、第8号及び第9号)」を「(第2条第1項第3号、第4号、第7号及び第8号)」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市病院事業の経営する病院条例第11条の規定は、この条例の施行の日以後の横浜市立みなと赤十字病院及び横浜市立脳血管医療センターに附置された介護老人保健施設の利用について適用する。

#### 提 案 理 由

横浜市立みなと赤十字病院及び横浜市立脳血管医療センターに附置された介護老人保健施設について、利用料金制を導入するため、横浜市病院事業の経営する病院条例の一部を改正したいので提案する。